No.311 2023/6/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

業務委託・派遣・出向の区別

Q 弊社は自社の従業員を他の会社の業務に従事させるために、その会社の事務所に常駐させて、金銭を受領します。この場合、様々な形態があるようですが、その違いは何でしょうか？

解説

契約形態としては、**業務委託・派遣・出向**の形態が考えられますが、それぞれの形態で税務の取り扱いは異なります。

1. 業務委託

自社の従業員が、**自社の指揮命令の下**、他社から受託した業務に従事する形態です。自社に支払われる業務委託料は、受託業務の実施の対価として**消費税の課税対象**となります。

2. 派遣

自社の従業員が他社に派遣され、**他社の指揮命令の下**、他社の業務に従事します。自社に支払われる派遣料金は派遣という役務提供の対価として**消費税の課税対象**となります。

3. 出向

自社の従業員が、他社に出向し、**他社の指揮命令の下**、他社の業務に従事します。通常、自社がその出向者に支払う給与は、他社が自社に給与負担金として支払い、**消費税は課税対象外**です。なお、出向者の給与については出向元が支払う場合と出向先が支払う場合がありますが、**実際の負担者にかかわらず、支給する法人が源泉徴収**することとなります。

4. 出向の場合の給与負担金の取扱い

1．給与負担金＜給与の場合
その差額について合理的な理由がない場合は、**寄付金として課税**されます。
2．給与負担金＞給与の場合
その差額について経営指導料に当たるなど合理的な理由がない場合、**寄付金として課税**されます。（経営指導料に当たる場合は、その差額は消費税の課税対象となります。）

要するに…

自社の社員を他の会社の事務所に常駐させて、その会社の仕事をさせることがあります。この場合は、法的には、業務委託・派遣・出向などの契約形態が考えられますが、それぞれ税務の取扱いは異なります。契約書等をチェックして、正しく取り扱いましょう。